

令和7年度若年性認知症支援コーディネーター設置事業 企画提案公募実施要領

1 目的

若年性認知症に関する相談から、医療・福祉・就労の総合的な支援等を実施することを目的とした「若年性認知症支援コーディネーター設置事業」の企画・実施に係る業務を委託するため、当企画提案公募実施要領により事業実施に係る企画・提案等を募集し、委託先の候補者を選定しようとするものである。

2 業務の内容

別途提示する「若年性認知症支援コーディネーター設置事業委託業務仕様書」のとおり。

3 事業実施期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日（予定）

4 委託料上限額

金6,111千円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 企画提案公募参加資格

委託業務を適正に遂行するに足る能力を有する者で、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 本県内の認知症サポート医が勤務する医療法（昭和23年法律第205号）第7条に規定する病院又は診療所若しくは、介護保険法（平成9年法律第123号）又は老人福祉法（昭和38年法律第133条）に規定する介護保険施設（指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）で、若年性認知症に対する取組を行っている者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 参加申込者の属する地方公共団体の地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (4) 大分県知事の行う入札参加資格停止措置を受けていない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、次の各号に掲げる者は除く。
 - ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (6) 参加申込書の提出期限の前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引が停止されていないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。委託業務を適正に遂行するに足る能力を有する者で、次に掲げる条件を満たすものとする。

6 参加申込書・企画提案書等の提出

(1) 提出物

- ア 参加申込書（様式1）
- イ 受託業務実績表（様式2）
- ウ 病院・診療所・介護保険施設の概要書（様式3）
- エ 企画提案書（様式6）
- オ 見積書（任意様式）
- カ その他（任意様式。必要に応じて提出可）

(2) 作成方法

- ア 形式：原則としてA4版タテ、横書き、左綴じとすること。
- イ 見積書：報償費、旅費、需用費等の区別に記載し、内訳を詳細に記載すること。
なお、消費税及び地方消費税を含む金額とすること。

(4) 提出方法

下記提出先へ直接持参又は簡易書留郵便等により提出すること。

(5) 提出期限

令和7年3月14日（金）17時必着

(6) 提出先

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号（県庁舎別館3階）
大分県福祉保健部高齢者福祉課（担当：幸野）

(7) 参加辞退

参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届（様式4）」を提出すること。

(8) 留意事項

- ア 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を指示する場合がある。
- イ 提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。
- ウ 企画提案書の提出は、参加者1名につき1案のみとし、複数の提案はできない。
- エ 参加を辞退する場合は辞退届（様式4）を「12 問い合わせ先・提出先」へ提出すること。

7 質問票の提出

(1) 受付時間

令和7年2月28日（金）から令和7年3月7日（金）17時まで
※受付期間後の質問は一切受け付けません。

(2) 提出物

質問票（様式5）

(3) 提出方法

Eメールにて下記アドレスに送信すること
質問提出先：大分県福祉保健部高齢者福祉課
Eメール：a12300@pref.oita.lg.jp

(4) 回答方法

質問に対する回答は、参加申込者全員へ電子メールにて送付する。
なお、質問の趣旨について、質問者へ問い合わせを行うことがある。

8 企画提案

提案者は、作成した企画提案書を基に下記により企画提案を行う。

(1) 日時

令和7年3月下旬（予定）

(2) 開催方法

オンライン（Zoom）

(3) 説明時間

15分程度（別途10分程度の質疑応答）

9 契約候補者の選定方法等

(1) 審査方法

選定審査会を設置し、提出された企画提案書の内容を踏まえ、別紙業務委託先選定基準に基づいて、総合的に審査・評価を実施する。ただし、応募多数の場合は、事前選定をする場合がある。

(2) 契約候補者の選定

選定審査会の審査の結果、最も優れた提案として評価した上位1位を契約候補者として選定する。

なお、提案者が一者の場合は、審査の合計点が満点の6割以上となった場合に限り、契約候補者として選定する。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者に書面で通知する。ただし、順位や採点結果は通知しない。

10 契約の方法

(1) 委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするのではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容について協議・調整を行った上で、県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

(2) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、選定審査会において次点となった者と契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結するものとする。

(3) 契約保証金は、大分県会計規則第5条の規定により、契約金額に契約保証金の率（10分の10以上）を乗じた額を納付する必要がある。ただし、同規則第5条の規定に該当する場合は免除する。

1 1 その他留意事項

- (1) 提案参加に要する全ての費用は、参加者の負担とする。
- (2) 所定の期日及び場所に必要書類の提出がなかった場合は、無効となる。
- (3) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合がある。
 - ア 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反があった場合
 - イ 当該関係者に対し、当該企画提案募集に関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 提出された書類は、選定作業のために必要最小限の範囲で複写することがある。
- (5) 受託者は委託業務遂行において、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、県が業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、委託業務の一部を委託することができる。
- (6) 受託者（受託者の社員を含む。）が本委託業務において個人情報を取り扱う場合は、別記「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」を遵守しなければならない。本委託業務終了後においても同様とする。
- (7) 本公募は、県の予算成立決定を前提としたものであり、予算成立決定後に効力を生じるものです。県議会において予算案が否決された場合、または予算額に変更があった場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

1 2 問い合わせ先

大分県福祉保健部高齢者福祉課地域包括ケア推進班 担当：幸野
電話番号 097-506-2767